

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 地域の人口構造

当市の人口は、平成以降緩やかな右肩上がりで推移してきたが、平成17年の69,301人をピークに減少に転じ、令和4年には、63,797人となり、人口減少局面に入ったことが浮き彫りとなっている。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う、原子力発電所の長期運転停止以降、これまでの減少率を上回るペースとなっていることから関連会社の移転等に伴う社会減が本格化したことが予測される。このことは、本市の基幹産業である原子力発電が地域経済だけでなく、人口にまで大きな影響を与えていていることを示すものであるとともに、立地地域特有の大きな課題であると言え、原子力関連産業だけでなく、市民の雇用を確保する産業育成が不可欠なものであることを強く示唆している。

② 産業構造

当市の産業別就業者数を見ると、第一次産業の構成割合が極めて低い水準となっている一方で、第三次産業が県内トップの水準となっている。また、人口規模が近い鯖江市及び越前市と産業別就業者数を比較すると、両市に比して第二次産業の構成割合が10 ポイント以上も低い水準にある。

特に、第二次産業のうち製造業の構成割合は、本市が13.1%であるのに対し、鯖江市33.6%、越前市35.1%と20 ポイント以上も上回っており、両市と比して、固有の地場産業が少ない状況が浮き彫りとなっている。このことは、本市の産業政策において、経済対策の側面からも他の地域からの需要を取り込む効果が大きい製造業の強化が求められるとともに、地道な地場産業の育成に重点を置くべきと考えられる。

③ 中小企業者の実態等

当市の中小企業を対象としたアンケート結果によると、原子力発電所停止による影響について、影響なしとする企業が平成27年3月以降過半数を占めるようになっており、停止直後に比べると一定の落ち着きは見られるものの、産業によっては依然としてその影響を色濃く受けているものも見受けられる。

一方で、業況感、売上、収益B S Iはようやく右肩上がりとなりつつあつたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、再び右肩下がりに転じるも現状では持ち直しつつある。

しかしながら、長期化するコロナ禍の影響に加え、原油・原材料価格の高騰など、市内中小企業者を取り巻く環境は以前よりも厳しさを増しており、対策が必要である。

また、設備投資の計画も景況回復に伴うものによるところもあるが、減少傾向にあり、人材不足が企業経営のネックになってきていることも影響していると考えられる。

(2) 目標

(1) で分析するところから、他市に比べて特殊な産業構造であることや人口減少に伴う人材不足への対応のためには、企業のリクルート活動に加えて、生産性の高い設備を効果的に導入することが重要である。そこで、先端設備導入を促進するために、当市における先端設備等導入計画の策定目標数を2年間で30件とする。この目標を達成するために、敦賀商工会議所をはじめとする認定支援機関と連携を図り、当該制度の周知及び付随するメリット措置の周知を徹底するとともに、新たに生産性を高める設備投資等を促すための市独自の支援事業として、「中小企業活性化支援事業」を実施する。これにより、国が支援する比較的規模の大きな事業から、小規模な事業まで切れ目ない支援が可能となり、設備導入が進むものと考えられる。

(3) 労働生産性に関する目標

当市が先端設備等導入計画を認定するための労働生産性の向上の目標伸び率は年平均3%以上とし、計画期間満了時の目標伸び率が【計画期間】に3%を乗じた伸び率より高い目標とする計画である場合に、当該先端設備等導入計画を認定するものとする。

2 先端設備等の種類

先端設備の導入を積極的に後押しするため、本計画において対象とする先端設備等は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に掲げる設備等とする。

ただし、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備に関しては、主たる工場や事業所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接商品の生産若しくは販売の役務の提供の用に供する目的で、自ら電力を消費するために設置するもののみを対象とし、単に発電電力を他社に供給し売電収入を得るための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市は、臨海エリア、平野部、農山村エリアと地理的に変化に富んでおり、エリアごとに様々な産業が分布している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、先端設備等導入計画の対象とする地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、第一次産業の割合が低く、一方で第三次産業の割合が高い等産業の割合に偏りがあるが、それぞれが、密接に関連し合って敦賀市の経済、雇用を支えているため、様々な業種において幅広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、先端設備等導入計画の対象とする業種・事業は全ての業種及び事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月19日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、当市全体及び商工労働分における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

当市で認定する先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間のいずれかのものに限る。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 雇用の安定に配慮するため、先端設備等導入計画の認定に当たっては、当該設備導入に伴う人員削減を目的とした取組みを内容とする計画は認定の対象としない。
- ② 健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるも計画は認定の対象としない。
- ③ 当市財政の安定に配慮するため、計画を提出する事業者及びその代表者において、提出時点で市税の滞納が認められる場合は、認定の対象としない。